

令和2年度の水防活動の実績について

水防活動とは大雨により河川が増水した場合に、巡視等により災害の発生を警戒し被害の発生を未然に防ぎ、災害発生時は被害を最小限に抑える活動です。
 栄区では以下のとおりで、警戒本部体制を確立し、関係機関と連携して対応をしました。

活動実施日				実施理由	降雨量(mm) ※栄消防署	
					区内1時間当たり 最大降雨量	区内降り始め からの総雨量
令和 2 年度	1	4月18日	8:15~23:05	大雨・洪水警報	19.5	126.5
	2	5月31日	14:26~16:55	大雨警報	0.0	0.0
	3	6月6日	20:12~23:00	大雨・洪水警報	0.0	0.0
	4	6月21日	8:28~10:25	大雨警報	4.5	8.0
	5	7月1日	23:00~翌2:20		17.5	30.5
	6	7月4日	3:39~11:20		11.0	39.0
	7	7月22日	9:24~12:40	大雨・洪水警報	7.0	11.0
	8	8月22日	22:14~翌0:55	大雨警報	0.0	0.0
	9	8月23日	9:12~12:15		7.5	7.5
	10	8月24日	5:24~7:00	大雨・洪水警報	0.0	0.0
	11	8月27日	15:13~16:40	大雨警報	0.0	0.0
	12	8月31日	18:31~20:50	大雨警報	0.0	0.0
	13	9月5日	19:46~23:50		1.0	1.0
	14	10月10日	7:27~翌4:40		6.5	144.5
	15	2月15日	12:57~15:50		18.0	71.0
	16	3月13日	13:35~15:18	大雨・洪水警報	21.0	85.5
	17	3月29日	2:32~3:41	水防警報	52.5	52.5

広報用防災スピーカーの出力アップ及び河川水位警告灯の設置について

栄区の洪水浸水想定区域（想定最大規模）の見直しに伴い、令和2年度から数年計画で栄区の既存防災スピーカーの出力アップ及び河川水位警告灯の設置を行っております。

令和3年度は、栄区の既存防災スピーカー5カ所のうち1カ所の防災スピーカーの出力アップ及び河川水位警告灯の設置を行います。今年度をもって全5カ所の出力アップ及び河川水位警告灯の設置が完了します。

1 改修日時

令和3年8月～9月を予定

（運用開始は令和3年10月1日（金）を予定しています。）

2 改修場所

飯島跨線橋自立柱（飯島町37-1先）設置の防災スピーカー

3 改修内容

(1) 防災スピーカー

仕 様	更 新	既 設
到達距離（音圧）	最長 770m（80 d B）	最長 330m（70 d B）
出力	60W（3台）	50W（2台）、25W（1台）
パワーアンプ	240W	160W

(2) 河川水位警告灯

仕 様	更 新	既 設
大型拡散式警告灯設置	赤色×4灯	無し
高輝度LED点滅型	黄色×4灯	

※ 改修後の音声分布図については別紙1を参照

4 河川水位警告灯の運用

(1) 水防警報が発令 . . . 黄色に点滅

(2) 河川に対する避難所を開設したとき . . . 赤色に点滅

※運用の詳細は別紙2を参照

5 その他

(1) 改修作業期間は、飯島跨線橋の防災スピーカーは使用できませんが、作業完了後に使用可能となります。

(2) 改修作業完了後に、防災スピーカーを使用して試験放送を行う予定です。

防災スピーカー



河川水位警告灯



飯島跨線橋イメージ図



栄区防災用広報装置

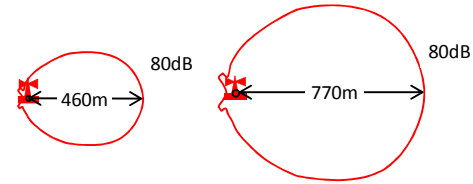
・広域防災スピーカー音達分布図
(既設設備スピーカー更新)

(特記事項)

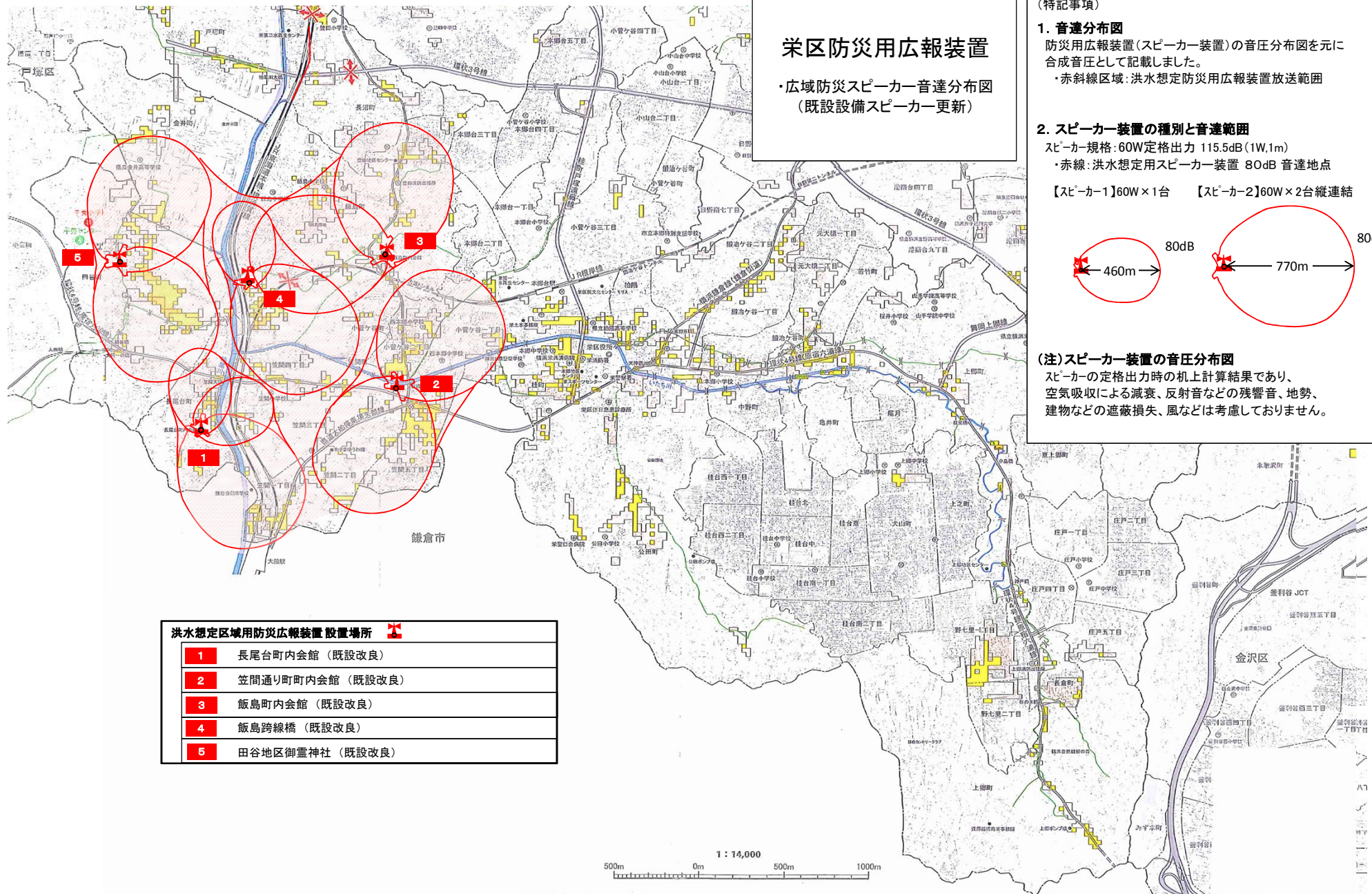
1. 音達分布図
 防災用広報装置(スピーカー装置)の音圧分布図を元に合成音圧として記載しました。
 ・赤斜線区域: 洪水想定防災用広報装置放送範囲

2. スピーカー装置の種別と音達範囲
 スピーカー規格: 60W定格出力 115.5dB(1W,1m)
 ・赤線: 洪水想定用スピーカー装置 80dB 音達地点

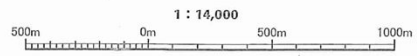
【スピーカー-1】60W×1台 【スピーカー-2】60W×2台縦連結



(注)スピーカー装置の音圧分布図
 スピーカーの定格出力時の机上計算結果であり、空気吸収による減衰、反射音などの残響音、地勢、建物などの遮蔽損失、風などは考慮しておりません。



洪水想定区域用防災広報装置設置場所	
1	長尾台町内会館 (既設改良)
2	笠間通り町町内会館 (既設改良)
3	飯島町内会館 (既設改良)
4	飯島跨線橋 (既設改良)
5	田谷地区御霊神社 (既設改良)



・放送及び点灯時

警告灯点灯基準	警告灯の色	防災スピーカー発信	区民に対する説明	その他の広報
水防警報 ^{※1} 発表（いたち川【水神橋】・柏尾川【鷹匠橋・元町橋】） ※1 水防警報（準備、出動、指示）	黄色	なし	（いたち川・柏尾川）で水位に上昇が見込まれ、注意が必要な場合	なし
河川に対する避難場所を開設したとき	赤色	【例】（いたち川・柏尾川）の増水に伴い、○月○日○時に避難場所を○箇所開設しました。	（いたち川・柏尾川）で溢水の可能性があり、避難場所を開設している場合	HP、ツイッター、情報伝達システム、広報車

・警告灯の消灯（切替え）

警告灯の消灯（切り替え）基準	警告灯の色	防災スピーカー発信	区民に対する説明	その他の広報
水防警報発表（いたち川【水神橋】・柏尾川【鷹匠橋・元町橋】）の解除	黄色→消灯	なし	なし	なし
・河川に対する避難場所を閉鎖したとき（水防警報は継続）	赤色→黄色	なし	（いたち川・柏尾川）で溢水の可能性がなくなったが、まだ注意が必要な時	なし

【参考】警告灯の対象河川

- ・いたち川水系：笠間通り町町内会館、飯島町内会館
- ・柏尾川水系：長尾台町内会館、田谷御霊神社前、飯島跨線橋

※地震、その他の運用については、状況により必要と判断したときに発信をします。

防災スピーカー及び河川水位警告灯を活用した情報受伝達訓練の実施について

河川の溢水等による避難指示等の緊急事態の際は、いたち川下流域及び柏尾川周辺に設置してある防災スピーカー及び河川水位警告灯を活用して情報の伝達を行います。

今回、防災体制の強化を図ることを目的として訓練を実施しますのでお知らせいたします。近隣の住民の方にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

1 日 時

令和3年7月8日（木） 午前9時30分頃から14時15分頃まで

2 場 所

- ①笠間通り町町内会館（9：40頃）②田谷御霊神社内（10：25頃）
- ③長尾台町内会館（11：10頃）④飯島町内会館（13：10頃）
- ⑤飯島跨線橋（13：55頃）

3 実施者

栄区総務課

4 実施内容・目的

栄区役所内にある放送送受信機を活用し、各防災スピーカー及び河川水位警告灯を順次作動させ、下記事項について確認します。

- (1) 機器の動作確認
- (2) 音声の伝達可能範囲の確認

5 その他

- (1) 本委員の町内会長様におきましては、本訓練のお知らせ(別紙1参照)を必要に応じて掲示板等に掲示くださいますようお願いいたします。
- (2) 訓練放送時に何かお気づきの点があれば、下記担当者までご連絡ください。



担当：総務課防災担当 芦葉 市野

電話：894-8312 FAX：895-2260

お知らせ

防災スピーカーの放送訓練を行います

河川の^{いっすい}溢水等による避難勧告等の緊急事態の際は、いたち川下流域及び柏尾川周辺に設置してある防災スピーカーを活用して情報の伝達を行います。

今回、防災体制の強化を目的として、放送訓練を実施しますのでお知らせします。近隣の住民の方にはご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

● 日時

令和3年7月8日(木) 9時40分頃から14時15分頃まで

下記5箇所の防災スピーカーで順次放送訓練を行います。

1箇所あたり数分程度の放送となります。

● 場所

①笠間通り町町内会館(9:40頃)

②田谷御霊神社内(10:25頃)

③長尾台町内会館(11:10頃)

④飯島町内会館(13:10頃)

⑤飯島跨線橋(13:55頃)

● 連絡先

栄区役所総務課 ☎894-8311



警戒レベル（避難情報）の変更について

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されました。また、法改正に伴い、本市から発令する避難情報も変更されました。

1 警戒レベル（避難情報）の名称変更【全国統一で変更されるもの】

(1) 警戒レベル3の名称見直し

「避難準備・高齢者等避難開始」⇒「**高齢者等避難**」

ア 早期の避難を促すターゲットを「高齢者」と明確にします。

イ 高齢者等以外の避難に時間を要する人も、避難するタイミングとなります。

※高齢者等の「等」には、障害のある人などの避難に時間を要する人が含まれます。

(2) 警戒レベル4を「避難指示」に一本化

ア 避難勧告と避難指示（緊急）の一本化により、避難のタイミングを明確化します。

イ 現行で避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令します。

(3) 警戒レベル5の位置づけ変更 「災害発生情報」⇒「**緊急安全確保**」

ア 災害が発生又は切迫し、警戒レベル4での避難場所等への立ち退き避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと行動変容するよう促す情報として位置づけます。

イ 警戒レベル4（避難指示）を発令した後に、区長（市町村長）が住民等に特に避難を促したい場合に発令することができます。

2 本市から発令する避難情報例

緊急速報メール、防災情報Eメール、ツイッター等の警戒レベルの表記を変更します。

【文例】緊急速報メール（土砂災害警戒情報が発表され、警戒レベル4を発令する場合）

横浜市 【警戒レベル4】 **避難指示**

こちらは横浜市です。

○月○日○時○分 横浜市南部の一部地域に**避難指示**を発令しました。

対象地域：即時避難**指示**対象区域としてあらかじめお知らせしている区域

令和3年5月20日から

警戒レベル

4

ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 災害の おそれ高い <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ 早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の**  
**発令を待ってはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で**  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
**危険な場所から避難**  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

— — — 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

- ② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

- ③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

## 栄区避難場所マップ（風水害編）の更新について

栄区避難場所マップ（風水害編）を更新し、9月に全戸配布いたします。

### 1 主な更新箇所

- (1) 内水ハザードマップの更新（想定最大規模降雨を 76.5 mm/1 h から 153 mm/1 h に変更）
- (2) 気象特別警報発令時の避難場所の追加
- (3) 警戒レベル（避難情報）の名称変更

### 2 更新の理由

#### (1) 内水ハザードマップの更新

短時間の大雨時に想定される下水道や水路に起因した浸水想定区域等の情報をまとめた最新の内水ハザードマップ（市内 18 区）を、環境創造局が令和 3 年 6 月に公表します。

それに合わせて、栄区独自で作成している「栄区避難場所マップ（風水害編）」で使用している内水ハザードマップも最新のものに更新します。

#### (2) 気象特別警報発表時の避難場所の追加

気象特別警報が発表、または発表が見込まれる場合は、警戒レベル 4 で開設される避難場所（笠間小学校、千秀センター、飯島中学校、旧庄戸中学校、桂公田町会会館）に加えて、さらに「本郷台小学校」、「桜井小学校」、「桂台中学校」を避難場所として開設することをマップに示します。

#### (3) 警戒レベル（避難情報）の変更

令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、警戒レベル（避難情報）の名称が変更されましたので（資料 4 参照）、栄区避難場所マップ（風水害編）に記載されている避難情報の名称も変更します。

## 栄区における水害対策事業について

### 1 飯島地区の浸水対策について【下水道事業】

飯島地区南部は、大雨時の河川水位より地盤が低いため、これまでたびたび浸水被害が発生していることから、被害の軽減に向け飯島雨水調整池の整備を行います。昨年度から、雨水調整池の工事に着手しており、付随する雨水管の工事は令和3年度に工事契約予定です。令和6年度の供用開始を目指しています。

この整備により、飯島地区(低地区)約11haの区域が計画降雨(概ね60mm/hr)に対して安全となるように改善されます。

〔 担当課：環境創造局下水道施設整備課（雨水調整池）  
環境創造局管路整備課（雨水管） 〕

#### 【事業スケジュール（予定）】

- 令和2年8月：雨水調整池工事契約
- 令和4年1月：雨水管先行路線工事契約
- 令和4年度：雨水管残路線工事契約
- 令和6年度：供用開始

※調整池工事期間は、豊田グラウンドを全面的に利用して工事を行います。

#### 【雨水調整池概要】

施設規模：地上2階、地下4階

幅33m×長さ43m

地下深さ26m/地上高さ11m

貯留容量：約15,600m³（溜めきり型）

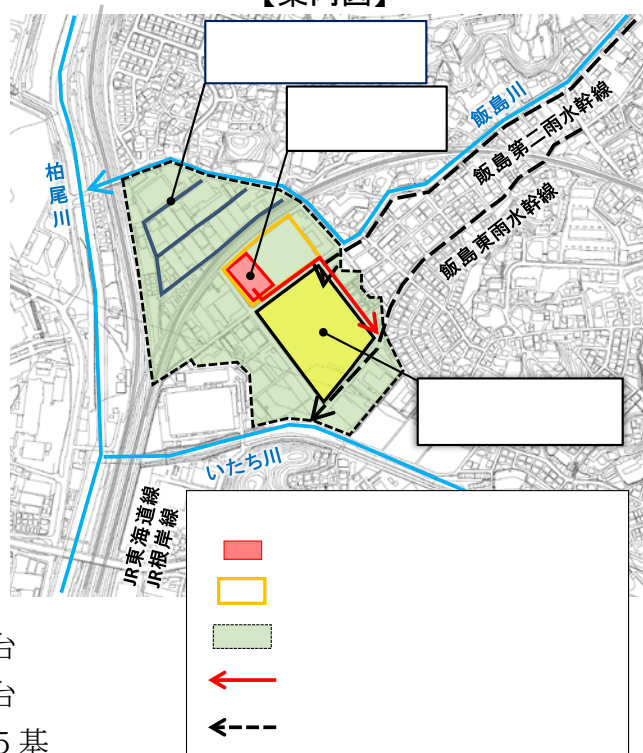
主要設備：

主排水ポンプ φ250×8.8m³/分×2台

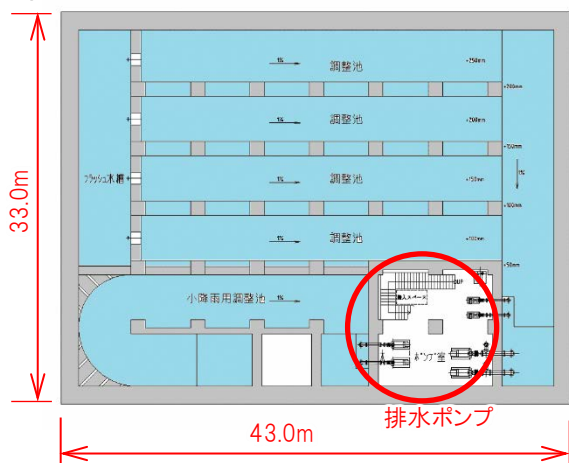
小降雨排水ポンプ φ150×2.1m³/分×2台

ゲート設備 流入ゲート・フラッシュゲート 5基

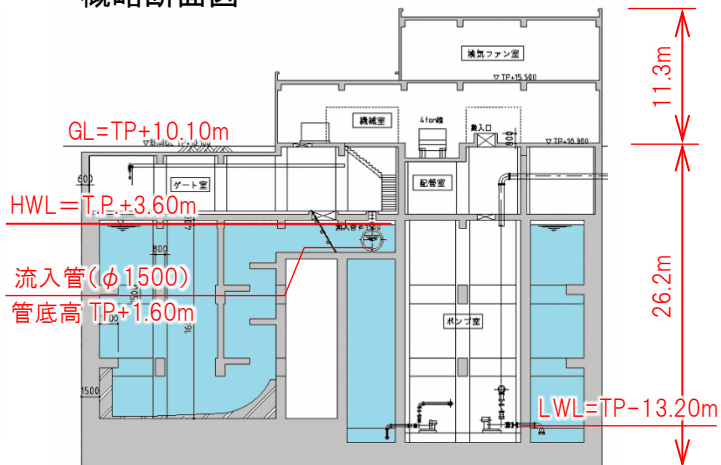
【案内図】



平面図



概略断面図



## 2 田谷地区の浸水対策について【下水道事業】

田谷地区では、これまで関谷川（大面川と呼ばれる場合もある。）の排水能力不足により浸水被害が発生していることから、被害の軽減を図るため、大面川第二雨水幹線の整備を行ってきました。令和2年4月より暫定供用を開始し、令和2年11月末より本格供用を開始したことによって、田谷地区（一部戸塚区小雀地区含む）約150haの区域が、計画降雨（概ね50mm/hr）に対して安全となるよう改善されています。

（担当課：環境創造局管路整備課）



【田谷地区の浸水状況】  
（平成26年台風第18号）

### 【事業スケジュール】

平成28年5月 工事着工

令和2年4月 暫定供用開始

令和2年11月末 工事完了、本格供用開始

（取り付け管は、道路事業と調整しながら整備中）

### 【雨水幹線の概要】

工事名称：栄処理区大面川第二雨水幹線下水道整備工事

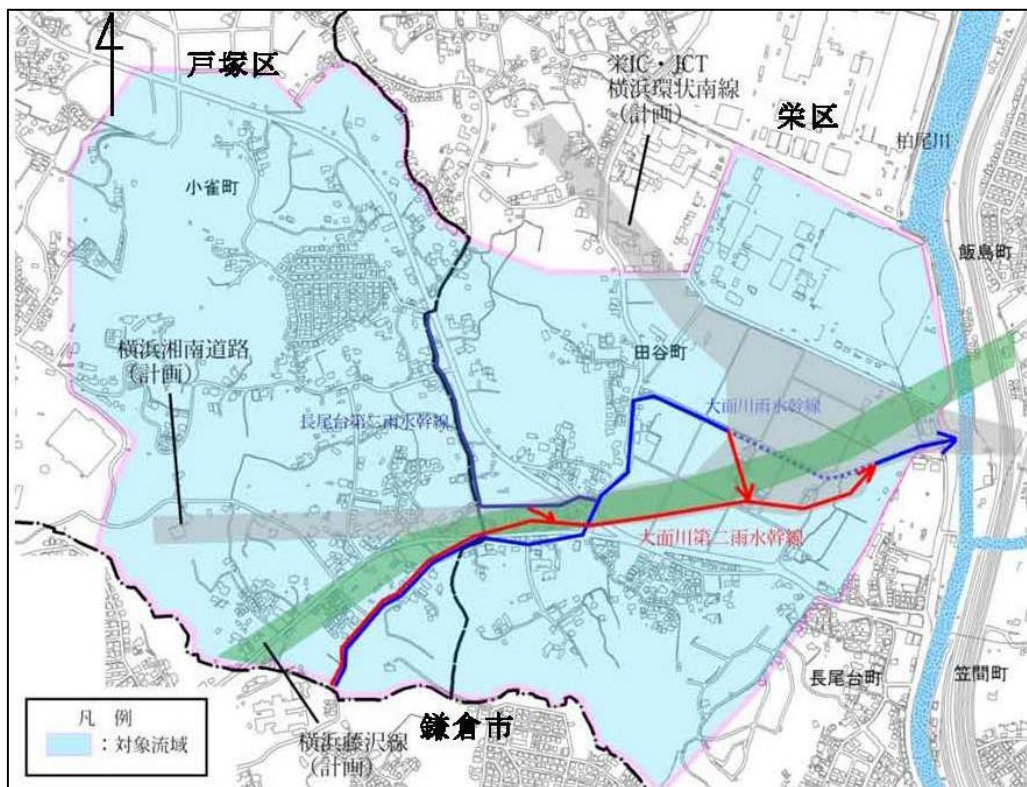
施設概要：バイパス管（シールド工法）：内径3750mm、延長945m

ボックスカルバート：幅5,200mm×高さ2,500mm、延長309m

特殊人孔 3か所 ほか

施工業者：西松・東鉄・松尾建設共同企業体

工事期間：平成28年5月16日～令和2年11月30日



### 3 (仮称) 栄処理区柏尾川右岸雨水幹線及び栄第二水再生センター第4ポンプ施設整備事業について【下水道事業】

栄区内の一部の区域において、浸水に対する安全度を向上させることを目的とした事業であり、栄区内においては、栄第二水再生センター用地内での新設ポンプ場の整備及び、新設ポンプ場と笠間ポンプ場を結ぶ雨水幹線を整備するものです。

本事業は令和3年3月に横浜市の公共事業評価委員会に諮り、審議結果は「妥当」となりましたので令和6年度の工事着手に向け、詳細な検討を実施していきます。

(担当課:環境創造局下水道事業マネジメント課 (全体計画策定)  
環境創造局下水道施設整備課 (ポンプ場整備)  
環境創造局管路整備課 (雨水幹線整備)

#### 【事業スケジュール (予定)】

令和3～令和5年度：実施設計  
令和6～令和18年度：新設雨水幹線築造  
令和6～令和18年度：新設ポンプ場築造  
令和19年度：新設雨水幹線及び新設ポンプ場供用開始

#### 【施設の概要 (予定)】

##### 新設雨水幹線

内径：φ4,250mm 延長：約2.6km

内径：φ3,250mm 延長：約3.3km

##### 新設ポンプ場

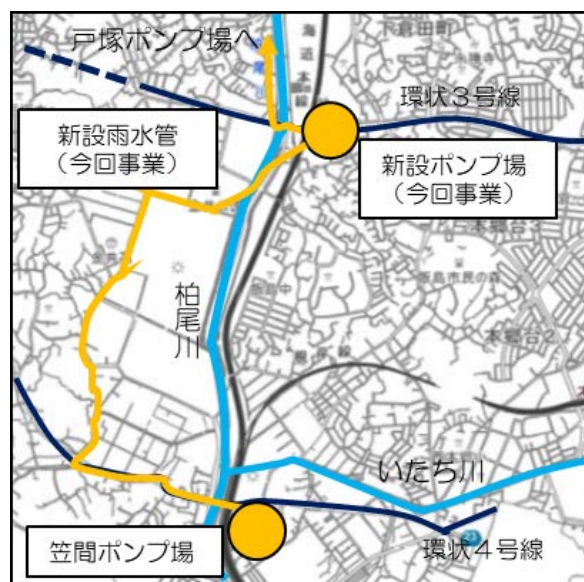
施設規模：約幅30.0m×長50.0m×深30.0m

排水能力：約5.0m³/s (雨水)

揚水能力：約2.5m³/s (汚水)

※今後の検討により、変更になる場合があります。

#### 【案内図】



### 4 二級河川柏尾川における新規遊水地整備について【河川事業】

柏尾川は、昭和56年度から進めてきた河道と金井遊水地の整備により、平成20年度に時間雨量50mmの洪水を安全に流下できる河川整備が完了しています。

しかし、平成16年の台風22号や平成26年の台風18号による浸水被害や都市化の進展を踏まえ、さらに治水安全度を向上させるため、時間雨量概ね60mmに対応した遊水地整備を進めています。

柏尾川の遊水地は、現在運用している金井遊水地の拡大（(仮称)金井第二遊水地）と豊田高校跡地等を対象に容量を増大させ、河道を流れる洪水流量の140m³/s 程度をカットする計画となっております。

(担当課：神奈川県横浜川崎治水事務所)

**【事業詳細】**

別紙1 参照

# 二級河川柏尾川における新規遊水地整備について

## ■ 柏尾川の概要

- ◆ 柏尾川は、境川水系境川の支川で、横浜市戸塚区柏尾町から藤沢市川名一丁目で境川に合流する、流域面積約 84km²、流路延長約 11km の二級河川です。
- ◆ 流域は工場や宅地が数多く立ち並ぶ都市河川である一方、川沿いは「柏尾川プロムナード」として桜並木の遊歩道が作られているなど、市民の憩いの場となっています。また、絶滅危惧種である『ミズキンバイ』が確認されており環境上も重要な河川となっています。



## ■ 柏尾川の治水計画と整備状況

- ◆ 柏尾川は、昭和 56 年度から進めてきた河道と金井遊水地の整備により、平成 20 年度に時間雨量 50mm の洪水を安全に流下できる河川整備が完了しています。
- ◆ しかし、平成 16 年の台風 22 号や平成 26 年の台風 18 号による浸水被害や都市化の進展を踏まえ、さらに治水安全度を向上させるため、時間雨量概ね 60mm に対応した遊水地整備を進めています。
- ◆ 柏尾川の遊水地は、現在運用している**金井遊水地の拡大（(仮称)金井第二遊水地）**と豊田高校跡地等を対象に容量を増大させ、河道を流れる洪水流量の 140m³/s 程度をカットする計画となっております。

## ■ (仮称) 金井第二遊水地の概要

◆ 事業内容	既設遊水地に隣接する住友電気工業(株)工場跡地を利用した遊水地の整備
◆ 事業箇所	横浜市栄区金井町地内
◆ 面積	約 8ha
◆ 容量	約 32 万 m ³
	〔《参考》既設金井遊水地〕
	面積 4.2ha
	容量 18.2 万 m ³

## ■ (仮称) 金井第二遊水地の進捗状況

- ◆ 平成 27 年度に住友電気工業(株)横浜工場敷地の一部を取得しました。
- ◆ さらに用地取得を進めるため、令和 2 年 9 月に住友電気工業株式会社と神奈川県との間で「(仮称)金井第二遊水地建設事業の用地取得等に関する基本協定」を締結しました。
- ◆ 基本協定に基づき、今後、事業が本格化するため、令和 3 年 2 月には栄区、戸塚区の議員団会議と、両区の連合町内会定例会で事業について説明しました。
- ◆ 令和 3 年 5 月からは、関連工事として、住友電気工業(株)が、遊水地建設予定地の土壌汚染除去工事に着手しています。
- ◆ 今後は、用地買収を進め、工事の早期着手に向けて地元や関係機関と調整を進める予定です。

## ■ 遊水地の計画図

